

## 富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、観光立県「富士の国やまなし」の確立を図るため、地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設を整備等する者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める要件を満たす施設を整備若しくは復旧する事業又は別表第2に定める要件を満たす設備を整備若しくは修繕する事業とする。

### (採択要件及び対象経費)

第3条 前条に定める施設については、計画的かつ面的な観光施設の整備又は復旧を図る事業で、補助対象事業に要する経費が5,000千円以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 観光地の魅力向上を図るもの
- (2) 新たな観光資源の創出を図るもの
- (3) 観光地の連携強化、情報提供の充実を図るもの
- (4) 高齢者等に配慮したバリアフリー化を図るもの
- (5) 国際観光推進のため、外国語併記を図るもの
- (6) 環境配慮型山小屋トイレ施設の改善・整備を図るもの
- (7) 暴風、豪雨、洪水、地震、噴火又は土砂災害等の自然災害により損傷を受けた観光施設等の復旧を図るもの
- (8) 前各号のほか知事が必要と認めるもの

2 前条に定める設備については、補助対象事業に要する経費が100千円以上であり、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 「おもてなしのやまなし観光振興条例（平成二十三年山梨県条例第五十四号）」第2条に定める観光関係団体が行う、おもてなしの実践に資するもの（市町村が所有する設備は除く）
- (2) 補助対象事業に対し、市町村からの財政支援があるもの

3 第1項及び第2項の要件を満たす事業のうち、地方自治体の補助等を控除対象としない国庫補助制度を併用する場合における補助対象事業に要する経費は、国庫補助金の額を控除した額とする。

### (補助金交付の対象者)

第4条 前条第1項に定める補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市町村
- (2) 地域観光振興協議会
- (3) 民間山小屋事業者（前条第1項第6号の事業に限る。）
- (4) 前各号のほか知事が適当と認める者

2 前条第2項に定める補助事業者は、市町村とする。

### (補助金の額及び補助率)

第5条 施設を整備又は復旧する事業に対する補助金の額は、補助対象事業に要する経費

の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。また、補助金の限度額は一つの事業当たり10,000千円とする。

- 2 設備を整備若しくは修繕する事業に対する補助金の額は、補助対象事業のうち市町村が負担した経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。また、補助金の限度額は一つの事業当たり250千円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により別に定める期日までに、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める環境配慮型山小屋トイレの改善・整備については、(1)事業計画書(第2号様式)に代わり、(1-1)環境配慮型山小屋トイレ事業計画書(第2-1号様式)を、また、補助事業者が第4条第3号に定めるものである場合には、(2)歳入歳出予算書(第3号様式)に代わり、(2-1)補助金所要額調書(第3-1号様式)を提出するものとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)、(1-1)環境配慮型山小屋トイレ事業計画書(第2-1号様式)

(2) 歳入歳出予算書(第3号様式)、(2-1)補助金所要額調書(第3-1号様式)

(3) 設計書及び設計図

(4) 土地の所有権その他の権利を有する者の承諾書

(5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)(以下、「消費税等相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとする場合においては、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては軽微な変更とし、この限りではない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 知事は、第6条第2項により補助金に係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定するものとする。

(4) 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(5) 第6条第2項の補助事業者は、補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、第10号様式により知事に報告しなければならない。なお、知事は、報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）に定める耐用年数が経過するまでに、補助金により取得した施設等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （補助金の交付）

第9条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告書）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は規則第6条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定により事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める環境配慮型山小屋トイレの改善・整備については、（1）事業実績書（第8号様式）に代わり、（1-1）環境配慮型山小屋トイレ事業実績書（第8-1号様式）を、また、補助事業者が第4条第1項第3号に定める者である場合には、（2）収支精算書（第9号様式）に代わり、（2-1）補助金精算額調書（第9-1号様式）を提出するものとする。

（1）事業実績書（第8号様式）、（1-1）環境配慮型山小屋トイレ事業実績書（第8-1号様式）

（2）収支精算書（第9号様式）、（2-1）補助金精算額調書（第9-1号様式）

（3）契約書の写

（4）業者からの完成届（施設に限る）

（5）検査調書又は納品確認書

（6）着工前又は着手前及び完成写真

（7）市町村からの支援が確認できる書類（設備に限る）

（8）前各号のほか知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書きの定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### （額の確定）

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則第17条第3項に定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金に係わる経理)

- 第12条 補助事業者は、補助金に係わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第8条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(事後検証の実施)

- 第13条 補助事業者は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して、3事業年度目において、補助事業により整備した施設の効果について事後検証を行なうものとし、その結果について、同年度の9月30日までに、補助事業に係る事後検証報告書（第11号様式）により知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、補助事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

- 附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定は、平成24年度以降に実施した補助事業について適用し、平成23年度以前に実施された補助事業については、なお従前の例による。
- 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象事業（施設要件）

| 項 目             | 補 助 対 象 施 設 の 要 件                                                                                                                                                                                         |                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公衆トイレ           | ア 利用者の集合する地区で、施設がないか又は不足しており、利用上及び環境衛生上支障をきたしている地区におけるもの<br>イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの<br>ウ 現況が、老朽化又はし尿処理構造に起因する不快感を利用者に与え、利用上及び環境衛生上支障をきたしているもの<br>エ 水洗式やバイオ方式など常に快適に利用できると認められるもの<br>オ 障害者や高齢者の利用に対応したもの |                                                                                                         |
| 休 憩 舎           | ア 利用者の集合するすぐれた展望地、休養地で風雨、日照を避ける施設がないか、又は不足している地区におけるもの<br>イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの                                                                                                                       |                                                                                                         |
| 観光案内所           | ア 観光客に当該観光地のコース、史跡、名勝、観光関連施設等を案内するため、特に必要と認められるもの                                                                                                                                                         |                                                                                                         |
| 駐 車 場           | ア 多数の車が道路その他の場所に駐車して、風致景観の保護又は利用に支障をきたしている地区におけるもの<br>イ 観光上重要な地区にあって、駐車場の設置が必要なもの<br>ウ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの                                                                                            |                                                                                                         |
| 避 難 小 屋         | ア 利用者が多く、気象、地況及び周辺の施設等の関係から遭難のおそれのある地区におけるもの                                                                                                                                                              |                                                                                                         |
| 登山道及び遊歩道        | ア 沿線の自然探勝利用の効果の高いもの<br>イ 利用者の極めて多い道路で、沿線の風致景観の保護又は利用者の安全確保のために整備が必要なもの                                                                                                                                    |                                                                                                         |
| 展 望 施 設<br>(四阿) | ア 自然の風景を眺望するために必要と認められるもの<br>イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの                                                                                                                                                    |                                                                                                         |
| 総合案内板           | ア 近接駅、幹線道路へのアクセスを表示するなど、近隣市町村まで含めた広域的なもの<br>イ 新しい利用拠点の案内のため必要と認められるもの<br>ウ 外国観光客の利用が見込まれる地域については、外国語が併記されているもの                                                                                            |                                                                                                         |
| ベンチ等休憩施設        | ア 利用者の休憩に適する立地条件を持ち、整地又はベンチ等の簡易な施設の整備によって環境の保全及び利用効果を増大するもの<br>イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの                                                                                                                  |                                                                                                         |
| 広場及び園地          | ア すぐれた展望を有し、又は利用者の休養利用に適する立地条件をもち、整地又は簡易な施設の整備によって適正な利用の効果が増大するもの<br>イ 自然環境が荒廃している地区で、園地の造成により、修景及び利用の効果が増大するもの<br>ウ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの                                                              |                                                                                                         |
| 誘導標識類           | ア 登山道又は遊歩道利用者の安全の確保及び適正な利用に資するもの<br>イ 新しい利用拠点の案内のため必要と認められるもの<br>ウ 外国観光客の利用が見込まれる地域については、外国語が併記されているもの                                                                                                    |                                                                                                         |
| 環境配慮型山小屋トイレ     | 補助施設設置箇所等                                                                                                                                                                                                 | ア 原則として自然公園内にあること。<br>イ 山小屋等に附帯するものであること。<br>ウ 商業電力、上水道、下水道、車道のいずれかが利用できない場所にあること。<br>エ 相当程度の利用者数があること。 |

|               |                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然環境の保全効果     | <p>ア 排水・し尿及び生ゴミ等の廃棄物を未処理のまま周辺地域に投棄、埋設または浸透させるものではなく、そのまま処理場に運搬するか適切な処理を行った上、周辺環境に影響を与える可能性のない水分を除く残留物を山岳地域等外に運搬処理するものであること。</p> <p>イ 具体的方式については、メーカー等において実証実験等(山岳等での実証試験を義務づけるものではない)が実施されており、効果が期待されるものであること。</p> |
| 補助対象施設        | <p>ア 排水・し尿処理施設は、処理施設本体の他、便器等のトイレ施設、トイレの上屋、処理に必要な自然エネルギー発生装置、紙等の分別設備等を含むものとする。</p> <p>イ 山小屋等本体との一体整備を原則とするが、不合理な場合は独立させることも可とする。また、山小屋等本体の新築と併せて整備することも可能であるが、その場合の補助対象は排水・し尿処理施設部分のみとする。</p>                       |
| 一般登山者等の利用     | 補助により整備した施設は、全ての登山者等が利用可能とし、宿泊者等の山小屋等利用者、団体・クラブ会員等に限定しない。                                                                                                                                                          |
| 有料化の制限        | 補助により整備した施設の使用に際して料金を徴収する場合は、維持管理費の範囲内の金額を設定すること。                                                                                                                                                                  |
| 維持管理          | 補助により整備した施設は、すべて事業者の負担において適切に維持管理し、機能させなければならない。整備はその見通しのある範囲でなければならない。                                                                                                                                            |
| 十分な安全性        | 施設は安全な構造をもち、通常レベルの雪崩、崖崩れ等で簡単に消失、破壊される危険性を避けたものでなければならない。                                                                                                                                                           |
| その他の事項        | <p>ア 施設の整備に当たっては、自然公園法をはじめとし、関係法令の許可、認可等の見込みがあること。</p> <p>イ 土地の使用見込みがあること。</p>                                                                                                                                     |
| その他必要と認められる施設 | 別途、個々に定める。                                                                                                                                                                                                         |

別表第2 補助対象事業（設備要件）

| 項 目           | 補 助 対 象 設 備 の 要 件                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 休憩設備          | 観光目的の利用者が集合する敷地で、ベンチなど利用者の休憩に適する設備がないか又は不足により、利用者の快適な利用に支障をきたしているもの               |
| 緑地管理用機械・工具    | 観光目的の利用者が集合する敷地で、植栽の繁茂などにより、利用者の快適な通行や観光地の良好な景観が損なわれているもの                         |
| 敷地内案内板        | ア 観光目的の利用者が集合する敷地内における安全の確保及び適正な利用に資するもの<br>イ 外国観光客の利用が見込まれる場合については、外国語が併記されているもの |
| 公衆トイレ関連設備     | 観光目的の利用者が集合する施設で、温水洗浄便座や自動洗浄装置など、利用者が常に快適に利用できると認められるもの                           |
| キャッシュレス決済端末   | 観光目的の利用者が集合する施設で、インバウンドなどのキャッシュレスニーズに対応するため、会計機器に接続して使用する端末を導入するもの                |
| その他必要と認められる設備 | 別途、個々に定める。                                                                        |

(第1号様式)

第 令和 年 月 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

令和 年度富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付申請書

次の事業を実施したいので富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 施設・設備整備の実施主体    |  |
| 施設・設備の種類        |  |
| 施設・設備の名称        |  |
| 施設・設備の場所        |  |
| 事業期間            |  |
| 事業費             |  |
| 申請補助額           |  |
| 地目、地積及び土地等の権利関係 |  |
| その他参考となる事項      |  |

添付書類 (1) 事業計画書又は環境配慮型山小屋トイレ事業計画書  
(2) 歳入歳出予算書又は補助金所要額調書  
(3) 設計書及び設計図  
(4) 土地の所有権その他の権利を有する者の承諾書  
(5) 上記に掲げるもののほか、県の事業から暴力団等を排除するための誓約書、役員名簿等、知事が必要と認めるもの。

(第2号様式)

## 事業計画書

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 施設・設備整備を必要とする理由                  |  |
| 施設・設備整備による効果                     |  |
| 完成後の管理運営方法                       |  |
| 今後の事業計画、または今回の事業に関連する既に整備（復旧）済事業 |  |
| その他参考となる事項                       |  |

(第2-1号様式)

環境配慮型山小屋トイレ事業計画書

|                                 |     |                                                    |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
|---------------------------------|-----|----------------------------------------------------|-------|-----|--------------------------------------|------------|----------------|-----|-----|-----|
| 事業の名称                           |     |                                                    | 区 分   |     |                                      | 費 目        | 面 積            | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
| 開設者（設置者）                        |     | 施 設 名                                              | 所 在 地 |     | 補<br>助<br>対<br>象<br>外<br>事<br>業<br>分 |            | m <sup>2</sup> | 円   | 円   |     |
|                                 |     |                                                    |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 1 施設の規模及び構造等                    |     |                                                    |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 敷地の状況                           |     | 敷地面積 m <sup>2</sup> （自己所有地，借地，買入（予定）地の別）           |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 事業の種別                           |     | （新築、増築、改築の別 ）                                      |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 建物の構造及び面積                       |     | （ 造） 階建 建築面積 m <sup>2</sup><br>延べ面積 m <sup>2</sup> |       | 小 計 |                                      |            |                |     |     |     |
| 2 施 工 状 況                       |     |                                                    |       |     | 合 計                                  |            |                |     |     |     |
| 工事の施工方法                         |     | （直 営、請 負の別）                                        |       |     | 4 竣工後の維持管理方法及び利用料徴収の有無               |            |                |     |     |     |
| 施 工 期 間                         |     | 着工令和 年 月 日～竣工令和 年 月 日                              |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 3 整 備 費 内 訳                     |     |                                                    |       |     |                                      |            |                |     |     |     |
| 区 分                             | 費 目 | 面 積                                                | 単 価   | 金 額 | 備 考                                  | 5 その他 参考事項 |                |     |     |     |
| 補<br>助<br>対<br>象<br>事<br>業<br>分 |     | m <sup>2</sup>                                     | 円     | 円   |                                      |            |                |     |     |     |
|                                 | 小 計 |                                                    |       |     |                                      |            |                |     |     |     |

(注) 1. 次の書類を添付すること。  
①補助対象区域の工事設計図、②工事費内訳、③事務費内訳、④現況写真

(第3号様式)

## 歳入歳出予算書

(単位：円)

|          |         |     |     |
|----------|---------|-----|-----|
| 1 歳入の部   |         |     |     |
| 款 項      | 目       | 金 額 | 備 考 |
| ( ) 県支出金 |         |     |     |
| 県 補 助 金  |         |     |     |
|          | 県 補 助 金 |     |     |
|          |         |     |     |
| 2 歳出の部   |         |     |     |
| 款 項      | 目       | 金 額 | 備 考 |
| 費        |         |     |     |
| 費        |         |     |     |
|          | 費       |     |     |
|          |         |     |     |

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

補助事業者名 印

(第3－1号様式)

補助金所要額調書

(補助事業者名： )  
(単位：円)

| 総事業費<br>(A) | 寄付金その他の収入額<br>(B) | 差引額<br>(C) =<br>(A) - (B) | 補助対象経費<br>の支出予定額<br>(D) | 補助<br>率<br>(E) | (D) の内訳                       |                                        | D 1 のうち<br>仕入に係る<br>消費税等<br>相当額<br>(F) | 要補助金額<br>(G) =<br>(D1) - (F) | 備考 |
|-------------|-------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|----|
|             |                   |                           |                         |                | 補助金所要額<br>(D1) =<br>(D) × (E) | 補助事業者<br>負担額等<br>(D 2) =<br>(D) - (D1) |                                        |                              |    |
|             |                   |                           |                         |                |                               |                                        |                                        |                              |    |

(注) 1. 「総事業費」欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。  
2. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。  
3. (F) 欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。  
ただし、当該消費税等相当額がない場合には、備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。

(第4号様式)

第 令和 年 月 日 号

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名 印

令和 年度富士の国やまなし観光振興施設整備等事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった次の事業の内容等を変更(中止・廃止)したいので、富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助申請額 金 円

3 変更理由

※ 参考となる書類を添付すること。

(第5号様式)

第 令和 年 月 号  
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名 印

### 財 産 処 分 承 認 申 請 書

令和 年度富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金に係る補助事業により  
取得した財産を、次のとおり処分したいので、富士の国やまなし観光振興施設整備等  
補助金交付要綱第8条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(第 6 号様式)

第 令和 年 月 号  
日

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 事業名

2 概算払請求額 ￥ 円

3 内 訳

(単位：円)

| 補助金交付<br>決定額 ① | 既概算交付<br>額 ② | 差 引 額<br>①－②＝③ | 今回概算請<br>求額 ④ | 備 考 |
|----------------|--------------|----------------|---------------|-----|
|                |              |                |               |     |

4 概算払い請求の理由

5 支払いの方法

① 現 金 指定金融機関名  
② 口座振替 振替先金融機関名 預金種別（当座・普通）  
口座名 No.

(第7号様式)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名 印

令和 年度富士の国やまなし観光振興施設整備等事業実績報告書

このことについて、富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 事業実績書又は環境配慮型山小屋トイレ事業実績書
- (2) 収支精算書又は補助金精算額調書
- (3) 契約書の写
- (4) 業者からの完成届（施設に限る）
- (5) 検査調書又は納品確認書
- (6) 着工前又は着手前及び完成写真
- (7) 市町村からの支援が確認できる書類（設備に限る）
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 補助金支払いの方法

- ① 現金 指定金融機関名
- ② 口座振替 振替先金融機関名  
口座名

預金種別（当座・普通）

No.

(第8号様式)

## 事業実績書

|                   |  |
|-------------------|--|
| 事業実施主体            |  |
| 事業の実施内容           |  |
| 実施による効果           |  |
| 完成後の管理及び<br>運営の方法 |  |

(第 8－1 号様式)

環境配慮型山小屋トイレ事業実績書

|                                 |                                                     |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|-------|--------------------------------------|-----|----------------|-----|-----|-----|
| 事業の名称                           |                                                     |                       |       | 区 分                                  | 費 目 | 面 積            | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
| 開設者（設置者）                        |                                                     | 施 設 名                 | 所 在 地 | 補<br>助<br>対<br>象<br>外<br>事<br>業<br>分 |     | m <sup>2</sup> | 円   | 円   |     |
|                                 |                                                     |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 1 施設の規模及び構造等                    |                                                     |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 敷地の状況                           | 敷地面積 m <sup>2</sup> （自己所有地，借地，買入（予定）地の別）            |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 事業の種別                           | （新築、増築、改築の別）                                        |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 建物の構造<br>及び 面 積                 | （ 造 ） 階建 建築面積 m <sup>2</sup><br>延べ面積 m <sup>2</sup> |                       | 小 計   |                                      |     |                |     |     |     |
| 2 施 工 状 況                       |                                                     |                       |       | 合 計                                  |     |                |     |     |     |
| 工事の施工方法                         |                                                     | （直 営、請 負の別）           |       | 4 竣工後の維持管理方法及び利用料徴収の有無               |     |                |     |     |     |
| 施 工 期 間                         |                                                     | 着工令和 年 月 日～竣工令和 年 月 日 |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 3 整 備 費 内 訳                     |                                                     |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |
| 補<br>助<br>対<br>象<br>事<br>業<br>分 |                                                     | m <sup>2</sup>        | 円     |                                      |     |                |     |     |     |
|                                 | 小 計                                                 |                       |       |                                      |     |                |     |     |     |

(注) 1. 次の書類を添付すること。  
①補助事業完成後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真、②契約書の写、③補助事業完成後の施設の構造概要及び平面図  
④補助対象区域の工事設計図、⑤工事費内訳及び事務費内訳、⑥建築基準法第 7 条第 3 項の規定による竣工検査書

(第9号様式)

## 収 支 精 算 書

(単位：円)

|        |       |       |     |     |
|--------|-------|-------|-----|-----|
| 1 収入の部 |       |       |     |     |
| 区 分    | 精 算 額 | 予 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |
| 2 支出の部 |       |       |     |     |
| 区 分    | 精 算 額 | 予 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |
|        |       |       |     |     |

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和    年    月    日

住            所

補助事業者名                      印

(第9－1号様式)

補助金精算額調書

(補助事業者名： )  
(単位：円)

| 総事業費<br>(A) | 寄付金<br>その他の<br>収入<br>額(B) | 差 引 額<br>(C) =<br>(A) - (B) | 補助対象<br>経費の<br>実支出額<br>(D) | 補助率<br>(E) | (D) の内訳                     |                                       | D1のうち<br>仕入に係<br>る消費税<br>等相当額<br>(F) | 要補助金額<br>(G) =<br>(D1) - (F) | 県補助金<br>交付決定<br>額<br>(H) | 県補助<br>金受入<br>済額<br>(I) | 差引過△<br>不足額<br>(J) =<br>(G) - (H) | 備 考 |
|-------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------|-----------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----|
|             |                           |                             |                            |            | 県補助額<br>(D1) =<br>(D) × (E) | 補助事業者<br>負担額等<br>(D2) =<br>(D) - (D1) |                                      |                              |                          |                         |                                   |     |
|             |                           |                             |                            |            |                             |                                       |                                      |                              |                          |                         |                                   |     |

- (注) 1. 「総事業費」欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。  
2. 「県補助金交付決定額」(H)欄は、既に交付決定を受けた額を記入すること。  
3. 「県補助金受入済額」(I)欄は、(H)欄のうち補助金を実際に受け入れた額を記入すること。  
4. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。  
5. (F)欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。  
ただし、当該消費税等相当額がない場合には、備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。

(第 10 号様式)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

令和 年富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金の  
仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた令和 年度富士の国やまなし  
観光振興施設整備等補助金について、富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要  
綱第 7 条第 5 号の規定により、次のとおり報告します。

- |    |                                  |   |    |
|----|----------------------------------|---|----|
| 1. | 補助金の額の確定額又は事業実績報告額               | 金 | 円也 |
| 2. | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額         | 金 | 円也 |
| 3. | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 4. | 補助金返還相当額 (3 - 2)                 | 金 | 円也 |
| 5. | 参考となるその他書類 (3.の金額の積算の内訳等)        |   |    |

(第 1 1 号様式)

第 令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住 所  
補助事業者名 印

補助事業に係る事後検証報告書

令和 年度富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金により整備した次の事業について、富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱第 1 3 条に基づき報告します。

|         |                   |                                                                                    |        |   |
|---------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|
| 補助事業の概要 | 施設等の名称            |                                                                                    | 施設等所在地 |   |
|         | 事業費               | 円                                                                                  | 補助額    | 円 |
|         | 事業目的              |                                                                                    |        |   |
|         | 構造・規模等            |                                                                                    |        |   |
| 事後検証の実施 | 来訪者の変化            |                                                                                    |        |   |
|         | 維持・管理の状況          |                                                                                    |        |   |
|         | 来訪者の満足度           |                                                                                    |        |   |
|         | 事業効果の発現状況         |                                                                                    |        |   |
|         | 事後検証の結果（該当項目に○印）  | 1 効果の発現が十分で改善措置の必要性はない<br>2 今後効果の発現が期待できるため、経過観察が必要<br>3 効果の発現が期待できないため、改善措置の検討が必要 |        |   |
|         | 改善措置の内容（上記 3 の場合） |                                                                                    |        |   |

- 注) 1 来訪者の変化は、整備前と整備後の来訪者数の状況等を具体的に記載すること。  
2 維持・管理の状況は、維持管理の手法・頻度・経費等について記載すること。  
3 来訪者の満足度は、可能な範囲で利用者への聞き取り調査等による客観的指標に基づき記載すること。  
4 事業効果の発現状況は、事業計画書で想定した効果について、施設整備により実際にどのような効果があったのか、具体的に記載すること。  
5 改善措置の内容は、効果を発現させるための具体的な計画を記載すること。  
6 現在の施設等の状況写真を貼付すること。  
7 各項目欄は適宜間隔を調整し、必要に応じて別葉にすること。